

安全保障理事会決議 1819 (2008)

2008年6月18日、安全保障理事会第5914回会合にて採択

安全保障理事会は、

リベリアおよび西アフリカの情勢についての従前の決議および議長声明を想起し、
2006年1月以来の、国際共同体の支援を伴う、すべてのリベリア国民の利益のためのリベリアの再建における、リベリア政府によって成し遂げられた持続的な進展を歓迎し、
リベリア原産の丸太材および木材製品に関する決議1521(2003)の第10項の措置を更新しないとの決定を想起し、また、土地および借地権の解決、生物多様性の維持および保護、また、商業的な林業活動の契約の発注手続きを含む、2006年10月5日に署名により発効した国家林業改革法の効果的な実施と執行を伴うリベリアの木材分野における進展が継続されなければならないことを強調し、

決議1521(2003)の第6項のダイヤモンドに関する措置を終了すると決定を想起し、
リベリア政府によるキンバリー・プロセス原産地証明制度への参加を歓迎し、国内管理およびその他のキンバリー・プロセスの勧告のリベリアによる実施に留意し、また、リベリア政府に対し、これらの管理の実効性を確保するために勤勉に活動を継続するよう求め、
リベリアを通して安全保障を改善するうえで、また、政府が国土全体、とりわけダイヤモンドおよび木材の産出地域および国境地帯において、支配権を確立することを支援するうえでの国際連合リベリア・ミッション(UNMIL)の重要性が継続していることを強調し、

リベリア政府を、決議1521(2003)の第5項に規定されている条件の達成へ向けての進展を確実にするための措置を識別し、実施するうえで支援するようにすべての当事者に促し、

ダイヤモンド、木材、対象を限定しての制裁、および武器ならびに安全保障の問題を含む、国際連合リベリア専門家パネルの報告書を歓迎し、

リベリアにおいて、重要な進展が達成されたにもかかわらず、現地の事態は、地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていると決定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 事務総長に対し、決議1760(2007)の第1項にもとづいて任命された専門家パネルの職務権限をさらに2008年12月20日までの期間延長するよう要請し、また、決議1792(2007)の第5項に記載してあるすべての項目について、決議1521(2003)の第21項により設置された委員会(以下「委員会」)を通して2008年12月1日までに安保理に報告し、さらにまた、その日時以前に、適切な場合には、委員会に非公式に新しい情報を提供するよう、専門家パネルに対し要請する。

2. 事務総長に対し、専門家パネルの現行のメンバーを再度任命し、パネルの作業を支援するために必要な財政上および安全上の措置を行うよう要請する。
3. すべての国家とリベリア政府に対し、専門家パネルの職務権限のすべての側面において、十分に協力するよう求める。
4. リベリア政府に対し、最も最近のキンバリー・プロセスの検討の勧告を履行し、また、リベリアのダイヤモンド原石の取引の管理の強化を継続するために、キンバリー・プロセスと緊密に活動するよう奨励する。
5. キンバリー・プロセスに対し、リベリア政府によるキンバリー・プロセス原産地証明制度の実施の進展に関する評価について、適切な場合、委員会を通し、安全保障理事会に情報を提供するよう奨励する。
6. その能力と展開の範囲内において、その目的を害することなく、決議 1521(2003)の第2項および第4項の措置の履行の監視を含めて、リベリア政府、委員会および専門家パネルに対するUNMILの継続した支援の重要性を繰り返し表明し、また、この点に関し、決議 1683(2006)の第1項および第2項に従って集められた武器と弾薬の目録を、それらの武器や弾薬がすべて詳細に勘定できるよう保証するためにUNMILが点検し、また、気がついた点について、委員会に定期的に報告するよう要請したことを想起する。
7. 西アフリカにおける国際連合の使節団および事務所の間での強化された調整という文脈の中で、その能力と展開の範囲内において、その目的を害することなく、決議 1521(2003)の第2項および第4項の措置の履行に関連するあらゆる情報を伝達することでの、国際連合コートジボアール活動の、委員会と専門家パネルへの支援の要請を繰り返し表明する。
8. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。